

## 九州大学課外活動共用施設使用細則

平成16年度九大細則第22号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成30年 9月 28日  
(平成30年度九大細則第11号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学課外活動共用施設規則（平成16年度九大規則第99号。以下「規則」という。）第7条及び第11条の規定に基づき、課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用時間、使用手続等について必要な事項を定めるものとする。

(会議室等の名称、使用目的等)

第2条 規則第4条に規定する会議室等の名称、使用目的、使用するサークル等及び使用許可の期間は、別表のとおりとする。

(使用時間)

第3条 共用施設の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）は、特に適当と認めた場合には、使用時間の延長を許可することができる。

3 前項の場合において、使用時間の延長を希望するサークル等は、延長を希望する日の2日前までに別記様式第1号の使用時間延長願を管理運営責任者に提出しなければならない。

(休業日)

第4条 共用施設の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から8月15日まで

(4) 12月28日から翌年1月4日まで

(5) その他管理運営責任者が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者は、特に適当と認めた場合には、使用を許可することができる。

(使用時間及び休業日の変更)

第5条 管理運営責任者は、特に必要があると認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用手続)

第6条 会議室等を使用しようとするサークル等は、次の各号の区分に従い、別記様式第2号又は別記様式第3号の使用願を伊都地区に置く共用施設にあつては学務部に、大橋地区に置く共用施設にあつては芸術工学部事務部に、それぞれ提出しなければならない。

(1) 短期使用施設 使用開始予定日の1月前から2日前まで

(2) 長期使用施設 4月1日から4月20日まで

2 前項第1号の短期使用施設は、大橋地区に置く共用施設にあつては最長30日まで使用を認めるものとし、前項第2号の長期使用施設は、伊都地区に置く共用施設にあつては当該年度内の最長1年の使用を認めるものとする。

3 使用許可を受けるサークル等の責任者（以下「使用責任者」という。）は、九州大学（以下「本学」という。）の学生でなければならない。

4 使用責任者が本学の学籍を失った場合には、直ちに使用責任者の変更を届け出なければならない。

(使用許可書の交付)

第7条 管理運営責任者は、会議室等の使用を許可したとき、又は使用時間の延長を許可したときは、別記様式第4号、別記様式第5号又は別記様式第6号の使用許可書を交付するものとする。

(鍵の管理)

第8条 共用施設の鍵は、それぞれの共用施設事務室（以下「事務室」という。）において管理

する。

(使用心得)

第9条 共用施設の使用心得は、管理運営責任者が定める。

(事務)

第10条 共用施設の管理運営に関する事務は、伊都地区に置くものにあつては学務部、大橋地区に置くものにあつては芸術工学部事務部において処理する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大細則第4号)

この細則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大細則第17号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第22号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第11号)

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

## 別表

## 1 伊都地区に置く共用施設

区分	名称	使用目的	使用するサークル等	使用許可の期間
短期使用施設	剣道場 柔道場 武道系練習室 多目的練習室 和室 音楽練習室 舞踏練習室	練習等 練習等 練習等 会議、集会、練習等 会議、集会、練習等 音楽、演劇等の練習 音楽、演劇等の練習	体育系サークル 〃 〃 各サークル 〃 音楽系サークル 文化系サークル 〃	1週間以内
短期・長期使用施設	会議室	会議、集会、練習等	各サークル	短期使用施設として使用する場合は、1週間以内。 長期使用施設として使用する場合は、年度内。
長期使用施設	共同連絡室 暗室 器具庫	サークルの連絡、打合せ等 楽器類及びスポーツ用具等の保管 写真の現像、制作等 スポーツ用具等の保管 資料等の保管 楽器等の保管	各サークル 文化系サークル 体育系サークル 文化系サークル 音楽系サークル	年度内
その他	更衣室 シャワー室	シャワー及び更衣	各サークル	随時 (使用許可願不要)

2 大橋地区に置く共用施設

区分	名称	使用目的	使用するサークル等	使用許可の期間
短期使用施設	合宿室 第1～5研修室 防音室 音鑑室 器具室 暗室 第3倉庫 階段下倉庫 体育器具庫	各サークルの合宿 会議、集会、制作、練習等 音楽の練習 音楽鑑賞 照明機材等の保管 写真の現像、制作等 機材等の保管 楽器等の保管 スポーツ用具等の保管	各サークル 文化系サークル 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 体育系サークル	1月以内

別記様式第1号

課外活動共用施設  
使用時間延長願

年 月 日

管理運営責任者 殿

使用サークル等  
使用責任者  
学部等 学部 学科 年入学  
氏名  
顧問教員  
職名  
氏名

下記のとおり、課外活動共用施設の使用時間を延長したいので許可願います。  
なお、使用に当たっては、九州大学課外活動共用施設規則及び同使用細則を厳守します。

使用する室名 及び室番号	
使用時間	年 月 日 時から 時まで
使用予定人員	名
使用目的	
備考	

別記様式第2号

課外活動共用施設  
短期使用願

年 月 日

管理運営責任者 殿

使用サークル等  
使用責任者  
学部等 学部 学科 年入学  
氏名  
顧問教員  
職名  
氏名

下記のとおり、課外活動共用施設を使用したいので許可願います。  
なお、使用に当たっては、九州大学課外活動共用施設規則及び同使用細則を厳守します。

使用する室名 及び室番号	
使用年月日 及び使用時間	
使用予定人員	名
使用目的	
備考	

別記様式第3号

課外活動共用施設  
長期使用願

年 月 日

管理運営責任者 殿

使用サークル等  
使用責任者  
学部等 学部 学科 年入学  
氏名  
顧問教員  
職名  
氏名

下記のとおり、課外活動共用施設を使用したいので、許可願います。  
なお、使用に当たっては、九州大学課外活動共用施設規則及び同使用細則を厳守します。

使用する室名 及び室番号	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用曜日 及び使用時間	
使用予定人員	名
使用目的	
備考	

別記様式第4号

課外活動共用施設  
短期使用許可書

年 月 日

殿

管理運営責任者

下記のとおり、課外活動共用施設の使用を許可します。

使用年月日	使用時間	使用する室名及び室番号	備考
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

別記様式第5号

課外活動共用施設  
長期使用許可書

年 月 日

殿

管理運営責任者

下記のとおり、課外活動共用施設の使用を許可します。

使用期間	使用曜日	使用時間	使用する室名及び室番号	備考

別記様式第 6 号

課外活動共用施設  
使用時間延長許可書

年 月 日

殿

管理運営責任者

下記のとおり、課外活動共用施設の使用時間の延長を許可します。

使用年月日	使用延長時間	使用する室名及び室番号	備考
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		